

特定施設入居者生活介護サービス事業者募集に関する質問と回答

質問	回答
募集要項に関すること	4. 応募資格 サービス付き高齢者向住宅内にて、単独型短期入所生活介護サービスの事業所を運営しているが、特定施設入居者生活介護サービスに変更し、応募は可能か。 その他の応募資格を満たしていれば、応募は可能。また、募集要項2(3)募集施設等の概要にあるとおり、当該施設等の一部の床数での応募はできず、当該施設の全床数での応募となることに注意すること。 なお、事業所指定・変更・廃止に関する届け出については、福祉指導監査課へお問い合わせください。